

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例

平成 11 年 3 月 31 日
条 例 第 8 号

改正	平成 12 年 3 月 1 日条例第 2 号	平成 12 年 12 月 22 日条例第 4 号
	平成 13 年 2 月 26 日条例第 2 号	平成 14 年 2 月 27 日条例第 1 号
	平成 15 年 2 月 28 日条例第 1 号	平成 15 年 12 月 16 日条例第 2 号
	平成 17 年 12 月 9 日条例第 6 号	平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号
	平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号	平成 19 年 12 月 28 日条例第 6 号
	平成 21 年 5 月 29 日条例第 6 号	平成 21 年 11 月 27 日条例第 7 号
	平成 22 年 11 月 30 日条例第 5 号	平成 23 年 2 月 16 日条例第 3 号
	平成 23 年 11 月 30 日条例第 4 号	平成 24 年 2 月 16 日条例第 1 号
	平成 25 年 3 月 26 日条例第 3 号	平成 26 年 11 月 27 日条例第 1 号
	平成 27 年 1 月 30 日条例第 1 号	平成 28 年 3 月 11 日条例第 1 号
	平成 29 年 2 月 22 日条例第 2 号	平成 30 年 2 月 28 日条例第 2 号
	平成 31 年 3 月 7 日条例第 2 号	令和 2 年 2 月 19 日条例第 2 号
	令和 2 年 3 月 9 日条例第 4 号	

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 給与

第 1 節 給料（第 7 条－第 12 条）

第 2 節 手当（第 13 条－第 28 条）

第 3 節 補則（第 29 条－第 31 条）

第 3 章 雑則（第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「職員」とは、地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。

(職員の給与を受ける権利)

第3条 職員は、この条例の定めるところにより給与を受ける権利を有する。

2 職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その遺族が承継する。

(重複給与の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者が、職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる職の職員として受けるべき給与は、法令に別段の定めがあるもののほか、支給しない。

(1) 職員

(2) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する者

(給与からの減額)

第5条 職員が橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中勤務しないときは、次に掲げる期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務条件の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)の場合 その日

(2) 勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇、勤務時間条例第13条に規定する病気休暇及び勤務時間条例第14条に規定する特別休暇の場合 その休暇の期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な事由があるものとして任命権者が定める場合 その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第6条 前条、第17条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じこれを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除した額とする。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第7条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第8条 給料は、行政職給料表(別表第1)によるものとする。

2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、すべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 任命権者は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

5 任命権者は、第3項の基準に従い、かつ、前項の定数の範囲内で職員の職を給料表に定める職務の級のいずれかに決定しなければならない。

(初任給、昇格及び降格の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任級の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。)及び降格(職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。)の基準は、規則で定める。

(昇給の基準)

第10条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号給（その職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（その職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
- 6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給料の調整額)

第11条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき規則で定めるところにより、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料の支給)

第12条 給料は、月の初日から末日までの期間についてその月額的全額を支給する。

- 2 給料は職員からの申出により、口座振替の方法により支給することができる。
- 3 管理者は、地方公務員法第25条第2項及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の規定により職員に給料を支給する際、その給料から福利厚生に関するものについて控除することができる。
- 4 給料の支給日は、規則で定める日とする。

- 5 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日、再び職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 6 職員が離職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 7 前2項の規定により給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

第2節 手当

第13条 職員には給料のほか、この節の定めるところに従って次の手当を支給する。

- (1) 扶養手当
 - (2) 通勤手当
 - (3) 特殊勤務手当
 - (4) 時間外勤務手当
 - (5) 夜間勤務手当
 - (6) 期末手当
 - (7) 勤勉手当
 - (8) 管理職手当
 - (9) 退職手当
 - (10) 住居手当
 - (11) 地域手当
- (扶養手当)

第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に、扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- ア 自動車等の使用距離が（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月額を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月)をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

(特殊勤務手当)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する職員には、特殊勤務手当を支給することができる。

(1) ボイラー・タービン主任技術者として、ボイラー・タービンの維持管理に従事する職員

(2) 焼却炉内での作業に従事する職員

2 特殊勤務手当の額は、前項第 1 号及び第 2 号の職員については勤務 1 日につき 250 円とする。ただし、前項第 2 号の規定は、同項第 1 号に規定する職員には適用しない。

(時間外勤務手当)

第 17 条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられた職員及び祝日法による休日等（勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で任命権者が定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合はその割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次号に定める日を除く）における勤務
- (2) 祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間中における勤務
- (3) 前 2 号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定され

た場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する任命権者が定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（夜間勤務手当）

第 18 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 6 条に定める勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 常時前項に規定する勤務に従事する必要がある職員については、特にその手当額の月額をもってこれを支給することができる。

（超過勤務手当の支給取扱）

第 19 条 超過勤務手当の支給基礎となる勤務時間数は、当該月分をそれぞれ支給率の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとし、この場合において 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

（期末手当）

第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 22 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第 23 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 130 を乗じて得た額に基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額とする。

4 行政職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給制限）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第22条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から徴収した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を橋本周辺広域市町村圏組合公告式条例（平成 11 年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行

為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件
に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日か
ら起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事
情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時
差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき
者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を
交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定
める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの
日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月
以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月
の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死
亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従っ
て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給す
る勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に
当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、
退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項について同じ。）にお
いて受けるべき扶養手当の月額及び地域手当の月額の合計額を加算した額
に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において、職員が受ける
べき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この
場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項」と読み替
えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」

と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（管理職手当）

第24条 管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の支給範囲、手当の額等、基準については規則で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第25条 第17条及び第18条の規定は、前条に規定する職員に適用しない。

（退職手当）

第26条 職員が退職した場合には、その者（死亡による離職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の基準は、別に定める。

（住居手当）

第27条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

（地域手当）

第28条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 補則

（休職者の給与）

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員

災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、その者に給与の全額を支給することができる。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び特例一時金の 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当及び特例一時金のそれぞれの 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（停職者の給与）

第 30 条 地方公務員法第 29 条第 1 項の規定によって停職にされた職員には、その停職期間中、いかなる給与も支給しない。

（会計年度任用職員の給与）

第 31 条 この条例の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

第 3 章 雑則

（委任）

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。
（平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置）
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 20 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは、「100 分の 125」とする。
（平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則（平成12年3月1日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は平成12年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の額の特例）

- 3 平成12年12月に改正前の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その超える額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当に加算した額とする。
- 4 平成12年12月に改正前の条例第23条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第23条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その超える額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 5 前2項の規定の適用を受けた者の平成13年3月の期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前2項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 7 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

附 則（平成 14 年 2 月 27 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 平成 13 年 12 月に改正前橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 20 条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第 20 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、その超える額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受けた者の平成 14 年 3 月の期末手当の額は、改正後の条例第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 附則第 3 項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 15 年 2 月 28 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（職務の級における最高の号級を超える給料月額等の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料

月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の基礎)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間内において附則第2項に規定する給料月額をうけていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額)並びに改正後の条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の条例第20条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条例第20条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同条例第20条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同条例第20条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同条例第20条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成15年12月16日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号級を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者）にあっては、新たに職員となった日）において職員がうけるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までに期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成17年12月9日条例第9号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切り替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成18年3月31日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附表別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（任命権者の定める職員にあつては、任命権者の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附表別表第 2 に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)
- 4 切替日の前日において給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。
(切替日前の異動者の号給)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びそのものが受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給料条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。
(平成 22 年 3 月 31 日までの間における給与条例の適用に関する特例)
- 7 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号級	3号級
	3号級	2号級
第10条第3項	4号級	3号級
	3号級	2号級
	2号級	1号級

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

給料表	旧級	新級
行政職給料表 (一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級

附則別表第2 職務の級の切替表 (附則第3項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1		2 5	1	1	5	1
	3月以上6月未満		2 5	2	1	6	1	1

	6 月以上 9 月未滿		2 5	3	1	7	1	1
	9 月以上 12 月未滿		2 5	4	1	8	1	1
	12 月以上		2 5	5	1	9	1	1
2	3 月未滿	1	2 5	5	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2 6	6	2	1 0	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	2 7	7	3	1 1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	2 8	8	4	1 2	1	1
	12 月以上	5	2 9	9	5	1 3	1	1
3	3 月未滿	5	2 9	9	5	1 3	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	3 0	1 0	6	1 4	2	1
	6 月以上 9 月未滿	7	3 1	1 1	7	1 5	3	1
	9 月以上 12 月未滿	8	3 2	1 2	8	1 6	4	1
	12 月以上	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1
4	3 月未滿	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1
	3 月以上 6 月未滿	1 0	3 4	1 4	1 0	1 8	6	2
	6 月以上 9 月未滿	1 1	3 5	1 5	1 1	1 9	7	3
	9 月以上 12 月未滿	1 2	3 6	1 6	1 2	2 0	8	4
	12 月以上	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5
5	3 月未滿	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5
	3 月以上 6 月未滿	1 4	3 8	1 8	1 4	2 2	1 0	6
	6 月以上 9 月未滿	1 5	3 9	1 9	1 5	2 3	1 1	7
	9 月以上 12 月未滿	1 6	4 0	2 0	1 6	2 4	1 2	8
	12 月以上	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9
6	3 月未滿	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9
	3 月以上 6 月未滿	1 8	4 2	2 2	1 8	2 6	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未滿	1 9	4 3	2 3	1 9	2 7	1 5	1 1
	9 月以上 12 月未滿	2 0	4 4	2 4	2 0	2 8	1 6	1 2
	12 月以上	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3
7	3 月未滿	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3

	3月以上6月未滿	2 2	4 6	2 6	2 2	3 0	1 8	1 4
	6月以上9月未滿	2 3	4 7	2 7	2 3	3 1	1 9	1 5
	9月以上12月未滿	2 4	4 8	2 8	2 4	3 2	2 0	1 6
	12月以上	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7
8	3月未滿	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7
	3月以上6月未滿	2 6	5 0	3 0	2 6	3 4	2 2	1 8
	6月以上9月未滿	2 7	5 1	3 1	2 7	3 5	2 3	1 9
	9月以上12月未滿	2 8	5 2	3 2	2 8	3 6	2 4	2 0
	12月以上	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1
9	3月未滿	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1
	3月以上6月未滿	2 9	5 4	3 4	3 0	3 8	2 6	2 2
	6月以上9月未滿	3 0	5 5	3 5	3 1	3 9	2 7	2 3
	9月以上12月未滿	3 0	5 6	3 6	3 2	4 0	2 8	2 4
	12月以上	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5
1 0	3月未滿	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5
	3月以上6月未滿	3 1	5 8	3 8	3 4	4 2	3 0	2 6
	6月以上9月未滿	3 2	5 9	3 9	3 5	4 3	3 1	2 7
	9月以上12月未滿	3 2	6 0	4 0	3 6	4 4	3 2	2 8
	12月以上	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9
1 1	3月未滿	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9
	3月以上6月未滿	3 3	6 2	4 2	3 8	4 6	3 4	3 0
	6月以上9月未滿	3 3	6 3	4 3	3 9	4 7	3 5	3 1
	9月以上12月未滿	3 4	6 4	4 4	4 0	4 8	3 6	3 2
	12月以上	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3
1 2	3月未滿	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3
	3月以上6月未滿	3 4	6 6	4 6	4 2	5 0	3 8	3 4
	6月以上9月未滿	3 5	6 7	4 7	4 3	5 1	3 9	3 5
	9月以上12月未滿	3 5	6 8	4 8	4 4	5 2	4 0	3 6
	12月以上	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7

1 3	3月未満	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7
	3月以上6月未満	3 6	7 0	5 0	4 6	5 4	4 2	3 8
	6月以上9月未満	3 6	7 1	5 1	4 7	5 5	4 3	3 9
	9月以上12月未満	3 6	7 2	5 2	4 8	5 6	4 4	4 0
	12月以上	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1
1 4	3月未満	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1
	3月以上6月未満	3 7	7 4	5 4	4 9	5 8	4 6	4 2
	6月以上9月未満	3 7	7 5	5 5	5 0	5 9	4 7	4 3
	9月以上12月未満	3 7	7 6	5 6	5 0	6 0	4 8	4 4
	12月以上	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5
1 5	3月未満	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5
	3月以上6月未満	3 8	7 8	5 8	5 1	6 2	5 0	4 6
	6月以上9月未満	3 8	7 9	5 9	5 2	6 3	5 1	4 7
	9月以上12月未満	3 8	8 0	6 0	5 2	6 4	5 2	4 8
	12月以上	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9
1 6	3月未満	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9
	3月以上6月未満	3 9	8 2	6 2	5 4	6 6	5 4	5 0
	6月以上9月未満	3 9	8 3	6 3	5 5	6 7	5 5	5 1
	9月以上12月未満	3 9	8 4	6 4	5 6	6 8	5 6	5 2
	12月以上	4 0	8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3
1 7	3月未満	4 0	8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3
	3月以上6月未満	4 0	8 6	6 6	5 7	7 0	5 8	5 4
	6月以上9月未満	4 0	8 7	6 7	5 8	7 1	5 9	5 5
	9月以上12月未満	4 0	8 8	6 8	5 8	7 2	6 0	5 6
	12月以上	4 0	8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7
1 8	3月未満	4 0	8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7
	3月以上6月未満	4 0	9 0	7 0	5 9	7 4	6 2	5 8
	6月以上9月未満	4 0	9 1	7 1	6 0	7 5	6 3	5 9
	9月以上12月未満	4 0	9 2	7 2	6 0	7 6	6 4	6 0

	12 月以上	4 0	9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1
1 9	3 月未滿		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未滿		9 3	7 4	6 1	7 8	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未滿		9 3	7 5	6 1	7 9	6 7	6 3
	9 月以上 12 月未滿		9 3	7 6	6 2	8 0	6 8	6 4
	12 月以上		9 3	7 7	6 2	8 1	6 9	6 5
2 0	3 月未滿			7 7	6 2	8 1	6 9	6 5
	3 月以上 6 月未滿			7 8	6 2	8 2	7 0	6 6
	6 月以上 9 月未滿			7 9	6 3	8 3	7 1	6 7
	9 月以上 12 月未滿			8 0	6 3	8 4	7 2	6 8
	12 月以上			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9
2 1	3 月未滿			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9
	3 月以上 6 月未滿			8 2	6 4	8 6	7 4	7 0
	6 月以上 9 月未滿			8 3	6 4	8 7	7 5	7 1
	9 月以上 12 月未滿			8 4	6 4	8 8	7 6	7 2
	12 月以上			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3
2 2	3 月未滿			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3
	3 月以上 6 月未滿			8 6	6 5	9 0	7 8	7 4
	6 月以上 9 月未滿			8 7	6 6	9 1	7 9	7 5
	9 月以上 12 月未滿			8 8	6 6	9 2	8 0	7 6
	12 月以上			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7
2 3	3 月未滿			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7
	3 月以上 6 月未滿			9 0	6 7	9 4	8 2	7 8
	6 月以上 9 月未滿			9 1	6 8	9 5	8 3	7 9
	9 月以上 12 月未滿			9 2	6 8	9 6	8 4	8 0
	12 月以上			9 3	6 9	9 7	8 5	8 1
2 4	3 月未滿			9 3	6 9	9 7	8 5	8 1
	3 月以上 6 月未滿			9 4	7 0	9 8	8 6	8 2
	6 月以上 9 月未滿			9 5	7 1	9 9	8 7	8 3

	9月以上12月未満			96	72	100	88	84
	12月以上			97	73	101	89	85
25	3月未満			97	73	101	89	85
	3月以上6月未満			98	73	102	90	85
	6月以上9月未満			99	74	103	91	85
	9月以上12月未満			100	74	104	92	85
	12月以上			101	75	105	93	85
26	3月未満			101	75	105	93	85
	3月以上6月未満			102	75	106	93	85
	6月以上9月未満			103	76	107	93	85
	9月以上12月未満			104	76	108	93	85
	12月以上			105	77	109	93	85
27	3月未満			105	77		93	85
	3月以上6月未満			106	78		93	85
	6月以上9月未満			107	79		93	85
	9月以上12月未満			108	80		93	85
	12月以上			109	81		93	85
28	3月未満			109	81			85
	3月以上6月未満			110	82			85
	6月以上9月未満			111	83			85
	9月以上12月未満			112	84			85
	12月以上			113	85			85
29	3月未満							85
	3月以上6月未満							85
	6月以上9月未満							85
	9月以上12月未満							85
	12月以上							85

附 則（平成19年3月29日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日条例第 6 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 23 条第 2 項の規定は、同年 12 月 1 日から適用する。

（平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。（施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 21 年 11 月 27 日条例第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与等に関する条例第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改正対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料の月額、扶養手当、地域手当、住居手当、7 及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与条例第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則(平成23年11月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年2月16日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号給の調整)
- 2 平成24年4月1日において42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、又は平成21年1月1日において給与条例第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に次に定める号給を加えたものとする。

(1) 36歳に満たない職員 2号給の範囲内

(2) 36歳以上42歳に満たない職員 1号給の範囲内

附 則(平成25年3月26日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 38 歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日又は平成 21 年 1 月 1 日において給与条例第 10 条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に 1 号給の範囲内の号給を加えたものとする。

附 則（平成 26 年 11 月 27 日条例第 1 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定（橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 23 条第 2 項の改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第 4 項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例を適用する場合においては、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 1 月 30 日条例第 1 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとし

た場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第4項の職務の級が6級である職員(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第20条第4項(給与条例第23条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び附則第4項第2号から第4号までの規定の適用については、給与条例第20条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第1号)附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年3月11日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 1 号）附則第 3 項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定（第 23 条第 2 項の規定を除く。）は平成 28 年 4 月 1 日から、同項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合には、改正前の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 14 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定の適用については、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に

については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

- 「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- （3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- （4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第7項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が

配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成30年2月28日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成31年3月7日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による

改正前の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第 2 条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第 27 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 27 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第 2 条の規定による改正後の給与条例第 27 条第 1 項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第27条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が、2,000円を超えることとなる職員

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600

27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200

60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				

別表第2（第8条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	係長、主任又は主査の職務
4級	1 主幹、課長補佐又は副場長の職務 2 困難な業務を行う係長又は主任の職務
5級	1 次長、課長、参事、又は場長の職務 2 困難な業務を行う主幹、課長補佐又は副場長の職務
6級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を行う次長、課長、参事又は場長の職務